

緑の風 NEWS

JR東労組





JR東労組ホームページ

East Japan Railway Workers' Union 2022年 8月 5日 No. 19

業務用メール・パソコン・プリンター・コピーを使った社友会活動 勤務時間中の社友会活動 就業規則違反

JR東労組横浜地本は「公平・公正な過半数代表者の選出と『社友会』への厳正な指導を求める」緊急申し入れの団体交渉を行いました。【詳細は、JR東労組横浜地本情報第25号(2022年8月4日発行)参照】交渉では、公平・公正な過半数代表者に向けて議論を行いました。議論となった過半数代表選では、就業規則違反の社友会活動が発生していることを主張し、会社の基本的な考えが明らかになりました。

組合の主な主張	会社の主な主張
会社は社友会を「社員の自主的な組織」と何故規定しているのか？	社友会に関与していないから 
会社が社友会に資金援助したり、人材育成費を使う事はあるのか？	× ない
勤務時間中の社友会活動および会社施設や会社設備を使用した社友会活動について見解を示すとともに関係者に厳正な指導を行うこと。	就業規則に則り取り扱うことになる。社友会の合等について会社施設の利用を認める等、然るべき手続きを経たうえで社員活動に便宜を供することは、何ら問題ないものと考えている。
「就業規則に則り」とは、就業規則のどこに関係するのか？	
第3条(サービスの根本基準)に該当する 	
勤務時間中に社友会活動は行えるのか？	× 行えない
社友会はパソコンやプリンター、コピー機は使えるのか？ 勤務時間外の業務用メールでの社友会活動は？	× 認めていない

注意 「勤務時間中」および「然るべき手続きを得ない会社施設や会社設備を使用した」社友会活動は**就業規則違反**です。

きけん

会社は再発防止のために『注意点』を周知すべきだ
不正やルール違反がない職場風土をつくり出そう